令和3年 滑川町農業委員会 第8回総会 議事録							
召集月日 令和3年8月18日(水)							
開	会	令和3年8	8月25日	(水) 午	前 9 時 25 分		
閉	会	令和3年8	8月25日	(水) 午	前 10 時 10 分		
議	長	北堀高茂	代理議	長	仮議長		
各 委 員 出 席 状 況							
農	業	委 員	(14 名中	14 名는	出席、 0名欠席)		
1	神田	德 子	出席	8	西澤 泉	出席	
2	吉 田	昇	出席	9	赤沼裕	出席	
3	齋 藤	哲男	出席	1 0	金子修治	出席	
4	北堀	高 茂	出席	1 1	杉 田 京 子	出席	
5	髙 柳	幸夫	出席	1 2	宮島正重	出席	
6	田幡	只 夫	出席	1 3	金 井 茂	出席	
7	贄田	基 司	出席	1 4	井上 富子	出席	
農地利用最適化推進委員 (9名中 8名出席、 1名欠席)							
下福	田小	林幸夫	出席	伊古	能見義夫	出席	
上福	田 堀	口 幸 男	出席	中尾・水原	石 川 光 男	出席	
Щ	田贄	田昭雄	欠 席	羽尾1	大 塚 幹 雄	出席	
土:	塩 杉	田美信	出席	羽尾2	須澤 郁 夫	出席	
和泉·菅田 紫藤清司		出席					
参与者				書記	鯨 井 丈 晴		
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により							
会議録署名委員及び会議書記を指名した。							
会議録署名委員 12番 宮島正重 13番 金井 茂							

	第 8 [回総会審議議案
日程第1		議事録署名委員の指名
日程第2	議案第 44 号	農地法第3条(委員会)について
日程第3	議案第 45 号	農地法第5条(知事)について
日程第4	議案第 46 号	農地法第3条の3(相続等による権利移動)について

顛 末

○開 会

- 事務局長 皆さん、おはようございます。定刻少し前ですが、皆さんお揃いですので、只今から、令和3年第8回の農業委員会総会を始めさせて頂きたいと思いますので宜しくお願い致します。欠席者の報告ですが、農業委員さんの方はございません。農地利用最適化推進委員さんですが、山田地区の贄田推進委員さんから欠席届が提出されておりますのでご報告をさせて頂きます。最初に北堀会長よりご挨拶を賜りたいと思いますので、北堀会長、宜しくお願い致します。
- 長 委員の皆さん、おはようございます。第8回の農業委員会総会 会 にお忙しい中、ご出席頂きましてありがとうございます。田んぼ の方を見ると、いくらか色付き始め、今朝、直売所に行きました ら、栗が山のように出荷されておりました。もう秋の味覚のシー ズンかなと思いました。また、今年の米の収穫ですが、昨年は、 だいぶ米の価格が安かったのですが、今年も、今日の午後から、 埼玉中央の営農委員会の方で、米の価格が決まるようですが、お そらく昨年より下がるのではないかなと思います。というのも、 昨年度は新潟に次ぐ2番目の米どころの北海道で収穫量がそっ くり余ったそうです。このコロナの影響で、おそらくこれまで訪 れていた何千万という外国人が減少する事で、米の消費量も減少 しており、また緊急事態宣言などによって、外食する人が減る事 で外食産業への出荷量が減るなど、全体の米の消費量が減少して しまう事が、米の価格が下がることに繋がるのではないかなと思 います。その反面、今年は災害等色々ありましたので、野菜の価 格がこれからだいぶ上がるような気がします。特にジャガイモな ども、北海道の方では不作だと聞きました。これから秋に向けて、 米の価格は下がりますが、野菜の価格は上がってくるのではない かなと思います。ただ、あまり価格が高くなると、消費にも影響 するので、出来れば、安い方がいいかなとも感じております。ま た、新型コロナウイルスの感染状況が日々拡大しております。ワ

クチン接種が、だいぶ進んできたので、だんだん収まってくるの かと思っていましたが、逆に増えており、一日に2万人以上も感 染者が出ているような、先の見えない状況となっております。 我々も、できるだけ人の集まる所は避けていかなければと感じる ところです。滑川町の感染者も8月 16 日に 100 人を超えて 101 人、昨日インターネットで確認しましたら、現在は117人と、滑 川町もいくらか感染拡大に勢いが出てきているのかなと思いま す。ニュースによると埼玉県では、病院の方の空きが4%という ことですから、25人に1人ぐらいしか、もし感染しても入院がで きず、自宅待機を余儀なくされるということになります。東京の 病院では、約9%で10人に1人ぐらいという事ですので、おそら く今かかってしまうと、中々、入院も出来ないような状態になっ てしまうと思いますので、できる限り、皆さんも、かからないよ うな工夫をして、日常生活ができればいいかなと思います。本日、 提案された議案ですが、慎重審議をお願いして、会長の挨拶とさ せていただきます。大変ありがとうございました。

- 事務局長 ありがとうございました。それでは総会を始めさせて頂きたいと思います。滑川町農業委員会会議規則第4条で「会長は、会議の議長となり議事を整理する」とございます。北堀会長に議長をお願いして進めたいと存じますので、宜しくお願い致します。
- 議長はい。滑川町農業委員会規則によりまして、議長を務めさせて頂きます。ただ今の出席委員は、14 名中 14 名であります。滑川町農業委員会規則第6条の規定による定足数に達しております。令和3年滑川町農業委員会第8回総会は成立を致しました。これより開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めております。本日の出席の農地利用最適化推進委員は、9名中8名でございます。質疑がある場合は、挙手、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員 会規則第 13 条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長か ら指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号12番の宮島委員 さん、議席番号13番の金井委員さんにお願い致します。なお、会 議書記は事務局の鯨井主任にお願い致します。以上で日程第1を 終わります。

○議案審議

- 議 長 日程第2、議案第44号「農地法第3条について」を、議題と致 します。それでは事務局より説明をお願い致します。
- 事 務 局 はい。事務局より、議案第44号「農地法第3条(委員会)につい て」のご説明を致します。今月の申請件数は1件、1,280 ㎡にな ります。それでは番号1の説明させて頂きますので、議案書の1 頁、図面は議案第 44 号資料1と記載されているものをご用意下 さい。それではご説明致します。番号1、申請地は、比企郡滑川 町大字〇〇〇字〇〇〇×××番、田、農振農用地、1,280 ㎡になり ます。譲渡人は共有名義の土地であるため2名おりまして、一人 目は、比企郡滑川町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様。二 人目は、熊谷市○○○×××番地○○○×××、□□□様になり ます。譲受人は、比企郡滑川町大字○○○×××番地、□□□様 になります。申請者の町内の経営規模については、議案書記載の とおりです。申請理由ですが、営農規模拡大のため、現在管理し ている農地について、売買によって所有権の取得をしたいという ものになります。農地法第3条に関しては、農業委員会で許可を することになりますが、審査基準としまして同法3条2項に該当 した場合、法的に許可をしてはならないことになります。それは、 経営状況調査等をもとに判断する事になります。ご審議のほど宜 しくお願いいたします。

- 議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして現地調査 報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより お願い致します。
- 13 番 はい。4班、班長、13番の金井です。農地法第3条の許可申請 地の現地調査を8月 21 日、土曜日の午前9時より、農業委員5 名、農地利用最適化推進委員2名、計7名で実施しました。詳細 につきましては、担当の赤沼委員さんより報告をお願いしたいと 思います。
- 番 はい。4班、9番、赤沼です。現地調査の結果につきまして、 9 ご報告します。先ほど班長から説明がありましたが、8月21日、 土曜日、申請地の現地確認を行いました。土地の所在は、大字○ ○○字○○○×××番。地目、田、面積は1,280 ㎡で、現況は水 稲が作付けされています。申請地の位置は、○○○の入り口を○ $\bigcirc\bigcirc$ しまして、約 \times \times \times km 先の、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ の所の信号を $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ して、 内容は、管理を手伝っていた農地の権利移転をして、経営規模の 拡大を行い、引き続き耕作を続けたいというものでございます。 申請の理由については、理由書がありますので、要点について読 み上げます。今回の申請地は、譲渡人である□□□様と□□□様 が相続によって所有権を取得した農地であります。□□□様も□ □□様も農業をしておらず、必要な農機具も持っていない為、近 所に住み、今回の申請地の隣の水田で米を作っていた私が 10 年 以上、日頃から農地の管理を手伝っておりました。□□□様も□ □□様も農地を有効利用できる人を探す中で、これまで長年に渡 り農地の管理を手伝ってきた私に、農地を譲りたいとの相談を頂 きました。私は申請地から×××分程の場所に住んでおり、私が 所有し耕作している田と借りて耕作している田に挟まれた場所 であることから、今回のお話を是非受けたいと考え、手続きに至 りました。取得した農地では水稲の作付けを行います。私は現在、 米を中心に農作物を出荷しており、妻だけでなく、後継者として 長男も農作業に協力してくれているので、これからも農業を続け

て行くことが可能です。こうした理由から、農地法に基づき、農地取得の許可を頂きたく、申請致しました。この様な内容でございます。申請者の□□□さんは、現在、水稲を中心に約2ha程の農地で耕作をしています。その他に耕作状況の悪い、非耕作地もございましたが、除草等の管理はされていました。農作業については、奥さんと息子さんが現状で手伝いをしている状況でございます。それから、農器具については、トラクター1台、耕耘機3台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しています。申請地は□□□さんの自宅から×××m程の近い所にあります。以前から10年程、耕作管理を手伝っていて今後も農業を続けて行くとの意向であります。従いまして、本案件につきましては、特に問題は無いものと考えられます。以上で報告を終わります。ご審議のほど、宜しくお願い致します。

- 議長はい。ありがとうございました。他に。
- 推進委員 はい。○○○区担当の×××です。先程、担当委員さんから詳しく説明がありましたが、□□□さんは、まだやる気があるという事なので、特に問題は無いと思われます。ご審議の程、宜しくお願い致します。以上です。
- 議 長 はい。ありがとうございました。ただいま、班長さん、担当委員さん、および担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきましてご意見、ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。それでは無いようですので、申請の通り番号1について許可する事に賛成の方、挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

- 議 長 全員賛成ですので番号1については、申請の通り許可と決定致 しました。以上で、番号1を終わります。日程第1、議案第44号 は以上になります。
- 議 長 日程第3、議案第45号「農地法第5条について」を議題と致します。事務局より説明をお願いします。

- 事務局 はい、事務局より議案第45号「農地法第5条(知事)について」 をご説明致します。今月の申請件数は4件、2,379.12㎡の転用申 請が審査対象となっております。番号1から、説明、朗読させて 頂きます。議案書は2頁、図面は議案第45号資料1-①から②と 記載されているものをお手元にご用意下さい。それでは説明致し ます。番号1、申請地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×× ×、畑、農振地域内の農地、55 ㎡。同じく〇〇〇×××番、畑、 農振地域内の農地、1,266 ㎡、合計2筆、1,321 ㎡になります。農 地の区分は2筆とも、10ha未満の農業公共投資を行っていない小 集団農地であるため、2種農地と判断致します。申請人ですが、 譲渡人は、比企郡滑川町大字○○○×××番地、□□□様です。 譲受人は、比企郡滑川町大字○○○×××番地×××、□□□様 です。申請事由ですが、25年間の使用貸借権を設定し、太陽光発 電施設を建設する為、転用したいというものです。なお、こちら の案件は先月保留として扱ったものになります。ご審議のほど宜 しくお願い致します。
- 議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、現地調 査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよ りお願い致します。
- 番 はい、1班の班長、5番、髙柳です。8月21日、土曜日、午前8時より、農業委員4名、推進委員3名の計7名で現地調査を行い、境界杭等を確認しました。只今、事務局さんから説明があった通り、この案件は前回保留とさせて頂いたものですが、原状復帰されており、現地確認ができる状態になっておりました。担当ですので引き続き、詳細を説明します。この申請は、○○○字○○×××番と×××番×××の合計1,321㎡を申請者の□□□さんが、父親から25年の使用貸借権を設定して、太陽光発電設備を建設する為に、転用したいというものです。申請地ですが、○○から、○○を○○○して、○○の信号を更に○○○し、○○の信号から、側道に入り、○○の信号を更に○○○し、○○の信号から、側道に入り、○○○から、×××mくらい行き、○○○して×××mくらいの所が申請地です。理由書があり

ますので読み上げます。所有者である父親は、体力的に耕作に通 うことが難しく、自分自身は職員として勤めている事、休日くら いしか時間がなく、耕作できる状況では無い為、現在は休耕状態 であり、土地の維持管理にも費用がかかるので、有効利用として、 再生エネルギーの普及にもつながる太陽光発電の設置を考え、そ の収入を管理に充てようと考えました。選定理由として、条件と なる日当たりの良さ、資材搬入が容易であること、電柱が近いこ と、管理しやすい距離であること、周囲への影響が少ないことが あげられ、〇〇〇×××番×××の畑、837 ㎡や〇〇〇×××番× ××の宅地、882.90 ㎡でも検討しましたが、調査の結果、季節に よって日射量の低下が予想されたため、この場所を選定しました。 それから、雨水については、敷地内自然浸透処理だいという事で す。それから、防災計画は、早朝、夜間の工事はせず、期間中は 交通の妨げにならないよう注意すると共に、関係者以外の立ち入 りは出来ないように養生致します。工事後はフェンスにて隔離し、 盗難や災害については保険対応にて担保します。周辺農地の営農 条件への被害防除対策としては整地転圧後、杭打ち架台によるパ ネル設置の為、日照、通風、排水等で周囲への影響はほぼないも のと予想されるが、万が一、問題が生じた場合は、自己責任で解 決致します。という事です。申請地ですが、東側が申請者の宅地、 西側が所有者の所有地、南側隣地は畑、北側は民家となっており、 隣接の耕作者3名と、地区区長の同意書が添付されております。 土地利用計画ではモジュール 252 枚、パワーコンディショナー9 台、集電箱1台、出力44.55kw、切土、盛土は特になし。整地の みで実施するそうです。給排水はなし、雨水については敷地内自 然浸透処理。申請地については東勾配なので、東側の下に幅 300 mm、深さ 200mm、長さ 25mの素掘側溝で雨水処理をします。 工事後は周囲 130mをメッシュフェンスで囲い、周囲とは隔離し ます。工事見積書、資金計画書、農振地域の白地である証明書、 再生エネルギー電気に関する売買契約書等が添付されておりま す。以上になりますが、申請地は傾斜地で農地利用には適してな

い部分もあるため、本申請による転用はやむを得ないと思います。ご審議の程、宜しくお願い致します。

- 議 長 はい、ありがとうございました。他に。
- 推進委員 はい、○○○地区の×××です。8月21日に現地調査をしました。現地調査の結果、境等を確認でき、特に問題はないと思います。審議の程、宜しくお願い致します。
- 議 長 はい、他には。只今、班長さん、担当委員さん、担当地区の推 進委員さんから詳細な説明を頂きました。これより質疑に入りま す。この件につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、挙 手をお願いします。宜しいですか。それでは無いようですので申 請の通り許可相当とすることに賛成の方、挙手をお願いします。 (委員全員の挙手あり)
- 議 長 全員賛成ですので、議案第 45 号番号1 については、許可相当と 決定し、埼玉県知事に意見を送付します。以上で番号1を終りま す。
- 議 長 続いて、番号2の説明を事務局よりお願い致します。
- 事 務 局 はい、続きまして、事務局より番号2の説明、朗読をさせて頂きます。議案書は同じく2頁、図面は議案第45号資料2-①と②と記載されているものと、本日、机の上に追加という形で配布させて頂きました、2-③から⑤の資料をお手元にご用意下さい。それでは説明致します。番号2、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇×××番××、畑、農振地域外の農地、691㎡です。農地の区分は駅から500m以内にある農地で住宅化が見込まれる区域であるため、2種農地と判断致します。申請人ですが、譲渡人は比企郡滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様です。譲受人は比企郡滑川町大字〇〇〇×××番地×××、(法人名)□□□、理事、□□□様です。申請事由ですが、永年の使用貸借権を設定し、保育所敷地を拡張し施設増築を行う為に転用したいというものです。ご審議のほど宜しくお願い致します。
- 議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、現地調

査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

- 13 番 はい。4 班班長、13 番の金井です。農地法第5条の許可申請地 の現地調査を8月21日土曜日の午前8時30分より、農業委員5 名、農地最適化推進委員2名、計7名にて実施しました。詳細に つきましては、担当の田幡委員さんより報告をお願いしたいと思 います。
- 6 番 はい、担当の4班、6番の田幡でございます。金井班長の報告の通り、21日、午前8時30分より現地調査を行いました。場所は事務局からの説明の通り、大字○○○字○○○で○○から、東に約×××m行った所の、農振地域外の農地で、691㎡の現在は梨畑でございます。□□□が運営する保育施設、○○○というのがございますが、その○○○の定員増に伴う施設増築による農地転用申請となります。建築面積は144.09㎡で、学童保育室と講堂を増築する計画になっております。現地は南側、西側が公道になっており、北側、東側が既存施設に囲まれた土地であり、都市計画法の開発行為を伴う農転であり、特に問題はないと思われます。以上でございます。
- 議長はい、ありがとうございました。他に。
- 推進委員 〇〇〇地区、推進委員の□□□でございます。私も現地調査に同行させて頂きましたので報告させて頂きます。申請地につきましては、現在、〇〇〇に隣接した西側の農地で、〇〇〇を拡張して利用するには、面積も適当であり、最適な場所になると思います。また、周辺の農地への影響は、現在無いと考えられます。本申請に関する意見は以上になります。宜しくお願い致します。
- 議 長 はい、どうもありがとうございました。他には。只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。宜しいですか。それでは無いようですので、申請の通り許可相当とすることに賛成の方、挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

- 議 長 全員賛成ですので、議案第 45 号番号2については許可相当と 決定し、埼玉県知事に意見を送付致します。以上で番号2を終り ます。
- 議 長 続いて番号3の説明を事務局よりお願い致します。
- 事務局はい。続きまして、事務局より番号3の説明、朗読をさせて頂きます。議案書は同じく2頁、図面は議案第45号資料3-①から②と記載されているものをお手元にご用意下さい。それでは説明致します。番号3、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域外の農地、59㎡です。農地の区分は、10ha未満の農業公共投資を行なっていない小集団農地であるため、2種農地と判断致します。申請人ですが、譲渡人は鹿児島県〇〇郡〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は比企郡滑川町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様、□□□様です。申請事由ですが、贈与により所有権を取得し、現在居住している一般住宅の敷地拡張をするため、転用したいというものです。ご審議のほど宜しくお願い致します。
- 議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、現地調 査報告を班長さん、担当委員さん、及び担当地区の推進委員さん よりお願い致します。
- 番 はい、4班、班長13番の金井です。農地法第5条の許可申請地の現地調査を8月21日、土曜日の午前8時より、農業委員5名、農地最適化推進委員2名、計7名にて実施しました。担当ですので、続けて報告致します。申請場所につきましては、○○の信号から南に向かい、○○○の信号を直進し、○○○を越えたところの右側になります。申請者は、調査地の南に隣接する住宅に居住する□□□さんです。申請内容としては、対象の土地を譲り受け、物置並びにガレージを設置したいとのことです。申請理由としては、現在、対象地の南側の住宅に住んでいるが、子どもが3人おり、成長に伴い荷物を置くスペースが不足してきた事が理由

とのことです。調査した結果、対象地は休耕中の畑で、南側は住居で東側が道路、北側は〇〇〇、西側は畑で地主の同意は得られて同意書が添付されています。境界の確認もできました。添付書類として、設置予定の倉庫とカーポートのカタログ、資金0の資金計画書、隣地同意に関する上申書等があります。審議のほど、宜しくお願い致します。

- 議 長 はい、ありがとうございます。他に。
- 推進委員 はい、〇〇〇地区、推進委員の□□□でございます。申請農地につきましては、自宅に隣接しております、すぐ裏の畑で、現在は作物も作っておりませんでした。その代わり保全管理はしっかりとされておりましたので報告致します。また、この申請者の目的に沿って住宅地として拡張するには、周辺農地との関係もありますが、問題ないと考えられます。この申請に関する意見は以上になります。
- 議 長 他には。只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら挙手をお願い致します。それでは無いようですので、申請の通り許可相当とすることに賛成の方、挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

- 議 長 全員賛成ですので、議案第45号番号3については、許可相当と 決定し、埼玉県知事に意見を送付します。以上で番号3を終りま す。
- 議 長 続きまして、番号4についての説明を事務局よりお願いします。 事務局 はい、事務局より整理番号4の説明、朗読をさせて頂きます。 議案書は同じく2頁、図面は議案第45号資料4一①から②をお 手元にご用意下さい。それでは説明致します。番号4、申請地は 比企郡滑川町大字○○○×××番××、畑、農振地域外の農地、 300㎡、同じく×××番××、畑、農振地域外の農地、8.12㎡。 合計2筆、308.12㎡です。農地の区分は、10ha未満の農業公共投

資を行なっていない小集団農地であるため、2種農地と判断致します。申請人ですが、譲渡人は東松山市大字○○×××番地×××、□□□様です。譲受人は富士見市○○×××番×××号○○×××、□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、専用住宅を建築する為、転用したいというものです。ご審議のほど宜しくお願い致します。

- 議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、現地調 査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよ りお願い致します。
- 番 はい、4班、班長13番、金井です。農地法第5条の許可申請地 13 の現地調査を8月21日、土曜日の午前8時より、農業委員5名、 農地最適化推進委員2名、計7名にて実施しました。担当ですの で続けて報告致します。申請場所につきましては、○○○の信号 から南に向かい、次の信号を○○○し、×××m程進んだところ を○○○し×××m入った左側になります。申請者は富士見市の アパートにお住まいの□□□さんです。申請内容としては、対象 の土地を売買により取得し、専用住宅を建築したいとのことです。 申請理由としては、現在アパートに住んでいるが、荷物等も増え て、手狭になって来た為、自己用住宅を計画しており、○○○に も近い等、周辺の環境も良いことが理由とのことです。調査した 結果、対象地は休耕中の畑で、東側と南側は譲渡人の畑で、西側 は4m道路、北側は畑で地主の同意は得られています。境界の確 認も出来ました。添付書類として、土地利用計画としての給排水 計画図、工事計画図、資金計画書、隣地同意書等があります。審 議の程、宜しくお願い致します。
- 議 長 はい、ありがとうございました。他に。
- 推進委員 はい、〇〇〇地区、推進委員、□□□でございます。今回の申請地は、〇〇〇からも近く、農地の集積よりも宅地化が進んでいる所でございます。周辺農地への影響は調査の結果、無いものと考えられます。本申請に関する意見は以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございました。他には。只今、班長さん、担

当委員さん、及び担当地区の推進委員さんより詳細な説明を頂いました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、挙手をお願い致します。それでは無いようですので申請の通り許可相当とすることに賛成の方、挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

- 議 長 全員賛成ですので、議案第45号番号4については、許可相当と 決定し、埼玉県知事に意見を送付致します。以上で議案第45号番 号4を終ります。日程第3、議案第45号は以上になります。
- 議 長 日程第4、議案第46号「農地法第3条の3について」を議題と します。事務局より説明をお願い致します。
- 事務局はい、事務局より議案第46号「農地法3条の3(相続等による権利移動)について」をご説明いたします。議案書の3頁、議案第46号資料と記載されているものをお手元にご用意下さい。今月の届出件数は1件、4,877㎡になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明させて頂きます。それでは説明、朗読をさせて頂きます。番号1ですが、所在地は滑川町大字○○○字○○○

 ※※番※※※、田、197㎡外7筆、田畑合計4,877㎡になります。位置については、議案第46号資料1をご確認ください。届出者ですが滑川町大字○○○※※※番地、□□□様です。届出事由は、相続による農地の所有権の取得によるものです。補足として、受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。
- 議 長 はい、ありがとうございました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。宜しいですか。それでは、議案第46号の質疑を終了致します。日程第4は以上になります。本日の総会に付議された議案はすべて終了致しました。それでは、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

- 議 長 意義なしと認めます。滑川町農業委員会令和3年第8回総会は、 閉会することに決定致しました。ご協力をありがとうございました。 大変どうもありがとうございました。
- 事務局長 北堀会長、議事進行お疲れさまでございました。委員の皆様に おかれましては、慎重審議ありがとうございました。それでは、 総会を終了させて頂きますので、神田職務代理より閉会のご挨拶 を宜しくお願い致します。
- 職務代理 長時間に渡り、慎重審議をありがとうございました。令和3年 第8回総会を閉会致します。お疲れ様でした。
- 会 長 はい、お疲れ様でした。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和3年9月24日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 宮島 正重

署名委員 金 井 茂